

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令
第3条第1項第1号及び第16条第1項第1号の改正について

平成23年8月26日
金融庁・総務省
内閣官房副長官補室

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の改正

【改正の概要】

- 第 177 回国会において、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成 23 年法律第 26 号。以下、「廃止法」という。）が平成 23 年 4 月 22 日に成立し、4 月 27 日に公布されたところである。同法の施行（23 年 10 月 1 日）により、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下、「雇用・能力開発機構」という。）が廃止され、当該機構の行っていた業務のうち、旧財形業務に係る権利及び義務は独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下、「勤労者退職金共済機構」という。）に承継されることとされている（廃止法附則第 2 条第 1 項、第 4 項第 2 号）。
- 雇用・能力開発機構は、旧財形業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて「雇用・能力開発債券」を発行することができることとされていたが、勤労者退職金共済機構においても、旧財形業務に必要な費用に充てるため、「財形住宅債券」を発行することができることとされている（廃止法附則第 17 条）。（雇用・能力開発機構が発行した雇用・能力開発債券については、財形住宅債券とみなすこととされている（廃止法附則第 11 条）。）
- このため、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令第 3 条第 1 項第 1 号及び第 16 条第 1 項第 1 号において引用されている、「雇用・能力開発債券等」を「財形住宅債券等」に改正するものである。

（参考）

- ・ 郵政民営化法第 110 条第 1 項第 6 号及び第 138 条第 2 項第 6 号の内閣府令・総務省令の制定又は改廃をしようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされている。（郵政民営化法第 123 条第 2 号及び第 151 条第 2 号）

参 考

○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府令・総務省令第三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条 法第一百条第一項第六号に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第二号に規定する有価証券の売買（有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。次号において同じ。）に該当するものを除き、投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為（金融商品取引法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。次号において同じ。）に限る。）（投資の目的をもってする次に掲げる有価証券（第二号ロ及びハ並びに第四号ニ（1）において「特定有価証券」という。）の売買（発行者（金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者をいう。第十六条第一項第一号において同じ。）からの購入については、イ、ロ、ハ（勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第四十条第二号に規定する<u>財形住宅債券等</u>に限る。）及びへに掲げる有価証券を購入する場合に限り、選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。第四号ニ（1）及び第十六条第一項第一号において同じ。）については、外国で行われる売買取引に係るものを除く。）を除く。）</p>	<p>第三条 法第一百条第一項第六号に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第二号に規定する有価証券の売買（有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。次号において同じ。）に該当するものを除き、投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為（金融商品取引法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。次号において同じ。）に限る。）（投資の目的をもってする次に掲げる有価証券（第二号ロ及びハ並びに第四号ニ（1）において「特定有価証券」という。）の売買（発行者（金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者をいう。第十六条第一項第一号において同じ。）からの購入については、イ、ロ、ハ（勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第四十条第二号に規定する<u>雇用・能力開発債券等</u>に限る。）及びへに掲げる有価証券を購入する場合に限り、選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。第四号ニ（1）及び第十六条第一項第一号において同じ。）については、外国で行われる売買取引に係るものを除く。）を除く。）</p>

イ～ト (略)

二～十一 (略)

2 (略)

(郵便保険会社の資産の運用の方法)

第十六条 法第百三十八条第二項第六号に規定する内閣府令・総務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第四十七条第一号に掲げる方法のうち、第三条第一項第一号イからトまでに掲げる有価証券の取得（発行者からの購入については、同号イ、ロ、ハ（勤労者財産形成促進法施行令第四十条第二号に規定する財形住宅債券等に限る。）及びへに掲げる有価証券を購入する場合に限り、選択権付債券売買については、外国で行われる売買取引に係るものを除く。）

二～十 (略)

2 (略)

イ～ト (略)

二～十一 (略)

2 (略)

(郵便保険会社の資産の運用の方法)

第十六条 法第百三十八条第二項第六号に規定する内閣府令・総務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第四十七条第一号に掲げる方法のうち、第三条第一項第一号イからトまでに掲げる有価証券の取得（発行者からの購入については、同号イ、ロ、ハ（勤労者財産形成促進法施行令第四十条第二号に規定する雇用・能力開発債券等に限る。）及びへに掲げる有価証券を購入する場合に限り、選択権付債券売買については、外国で行われる売買取引に係るものを除く。）

二～十 (略)

2 (略)

(参照条文)

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）（抄）

附 則

（独立行政法人雇用・能力開発機構の解散等）

第二条 独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「雇用・能力開発機構」という。）は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、職員の労働契約に係る権利及び義務並びに次項の規定により国が承継する資産及び債務を除き、その一切の権利及び義務は、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時に於いて独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という。）及び独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）が承継する。

2・3 （略）

4 第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 勤労者退職金共済機構 旧財形業務及び旧雇用促進融資業務に係る権利及び義務

5～16 （略）

（雇用・能力開発機構の発行した雇用・能力開発債券に関する経過措置）

第十一条 旧雇用・能力開発機構法第十五条第一項の規定により雇用・能力開発機構が発行した雇用・能力開発債券は、新中退法第七十五条の二第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による財形住宅債券とみなす。

（中小企業退職金共済法の一部改正）

第十七条 中小企業退職金共済法の一部を次のように改正する。

（中略）

第七十五条の次に次の二条を加える。

（借入金及び財形住宅債券）

第七十五条の二 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は財形住宅債券を発行することができる。

2～8 （略）